日本関税協会大阪支部

令和3年度　保税事務研修

～保税非違について～

大阪税関監視部保税部門

目次

1.保税非違とは何か 03

2.全国の保税非違、発生、処分件数 08

3.大阪税関管内の保税非違件数と非違の傾向 11

4.保税非違状況抜粋 21

5.国際的なオークション、ギャラリー、アートフェア 32

保税非違とは何か

保税非違とは

→1.禁止されている行為を行い、若しくは許可または承認を要する行為について、当該許可又は承認をうけることなく当該行為を行うこと。

→2.税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届け出、報告等又は記帳を怠ること。

関税法基本通達48-1 別表1より抜粋。

※参考

・1.に該当した場合基礎点数3点。

・2.に該当した場合基礎点数2点が加算される。

ただし、10件ごとに点数を加算する。

・件数の算定にあたっては、原則輸入貨物は処分の対象となる保税地域への貨物搬入時における船荷証券(Bill Of Lading)、航空運送状(Air Waybill)等を単位とし、輸出貨物にあっては、当該貨物搬入時における船積指図書(Shipping Order)、船積依頼書(Shipping Instruction)、貨物受取証(Dock Receipt)、貨物運送状引渡書(Local Delivery Receipt)、等を単位とする。

保税非違があった場合の処分内容

・指定保税地域

・関税法41条の2

→保税地域の業務について、貨物管理者が関税法の規定に違反した場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする**貨物の搬入を停止させることができる。**

→搬入停止

・保税蔵置場

・関税法48条第1項

→税関長は**次の各号のいずれかに該当する場合**においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする**貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。**

→搬入停止、許可取消

・保税工場

・関税法61条の4

→関税法48条第1項の規定は保税工場について準用し(**貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。)**、「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「**保税工場に入れ**、若しくは保税工場において**保税作業をすることを停止させ**」と読み替えるものとする。

→搬入停止、作業停止、許可取消

・保税展示場

・関税法62条の7

→関税法48条第1項の規定は保税展示場について準用する。(税関長は**次の各号のいずれかに該当する場合**においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする**貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。)**

→搬入停止、許可取消

・総合保税地域

・関税法62条の14

→次の各号のいずれかに該当する場合においては、貨物を管理する者及び期間を指定して外国貨物若しくは輸出しようとする貨物を総合保税地域に入れ、若しくは総合保税地域において第62条の8第1項第2号若しくは第3号に掲げる行為をすることを**停止させ**、又は**総合保税地域の許可を取り消す**ことができる。

→搬入停止、作業停止、許可取消

保税地域の種類により処分の及ぶ範囲が異なる

指定保税地域 ⇒

貨物の搬入停止
一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している
「CY、市営上屋等の指定保税地域すべて」が対象。

保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域

1号処分　貨物の搬入停止もしくは許可の取り消し
被許可者(役員及びその他の従業員等含む)が保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したとき
→処分は法令違反のあった許可保税地域に限る

2号処分　貨物の搬入停止もしくは許可の取り消し
被許可者が許可要件(第43条第2号から10号)に該当することとなったとき
→処分は該当する号によって変わる

2号又は6号に該当
被許可者が許可を受けているすべての許可保税地域
・2号:関税法違反(通告処分以上)から3年未経過
・6号:役員等が前各号(2,3,4,5号)に該当する

9号～10号に該当
法令違反のあった許可保税地域に限る
・9号：保税地域の位置又は設備が不適当
・10号：保税地域としての利用見込みがない

3号～5号、7号～8号に該当
被許可者が許可を受けているすべての許可保税地域
・3号：その他法令違反(禁錮以上)から2年未経過
・4号：暴力行為等の法令違反(禁錮以上)から2年未経過
・5号：暴力団員等
・7号：暴力団員等により事業活動を支配されている
・8号：十分な資力及び業務遂行能力がない

保税非違に対する処分とは

保税非違に対して行われる処分は、「受益的処分の撤回・停止等」にあたる行政処分である。
受益者処分の撤回・停止等は、行政手続き法上の不利益処分に相当する。
処分の名宛人は事前に意見陳述の機会が保証されている。

保税非違処分の特色

関税法上の義務違反行為に対して
・裁判を経ず税関が直接科すことができる。
・故意・過失を問わず違反事実に対し課される。

保税非違処分は許可の取り消し、もしくは搬入停止のことをいう。
→保税非違により処分点数がつくことは関税法48条による処分ではない。
※例：基礎点数〇点、加算〇点等←処分ではない
※例：〇〇日の搬入停止や許可の取り消し←処分

全国保税非違　発生･処分件数

平成28年度～令和2年度

近年における保税非違発見件数と処分実施件数（全国）※通報日ベース

保税非違発生件数					
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
指定保税地域	１８	７	１３	５	９
保税蔵置場	７９	４７	４５	５１	４６
保税工場	１０	７	５	２	４
保税展示場	０	０	０	０	０
総合保税地域	４	０	１	２	０
計	１１１	６１	６４	６０	５９

処分実施件数					
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
指定保税地域	０	０	１	０	０
保税蔵置場	１３	０	３	１	１
保税工場	０	０	０	０	０
保税展示場	０	０	０	０	０
総合保税地域	１	０	０	０	０
計	１４	０	４	１	１

保税非違の態様別件数

(H28年度～R2年度)(全国)

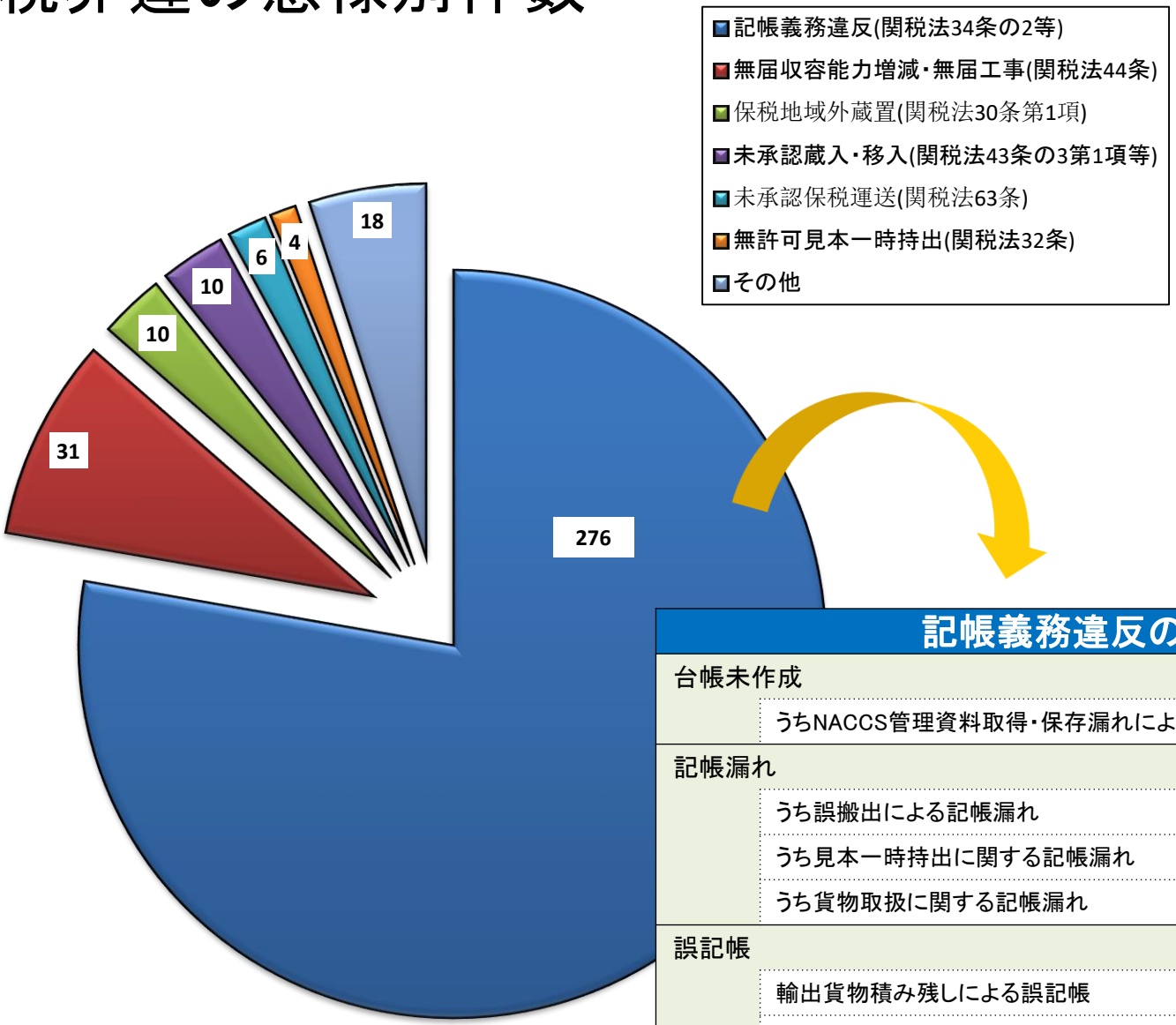

記帳義務違反の内訳		
台帳未作成		46
	うちNACCS管理資料取得・保存漏れによるもの	25
記帳漏れ		136
	うち誤搬出による記帳漏れ	58
	うち見本一時持出に関する記帳漏れ	22
	うち貨物取扱に関する記帳漏れ	6
誤記帳		91
	輸出貨物積み残しによる誤記帳	58
	その他誤記帳	33
虚偽記帳		3

計　355件(うち記帳義務違反　276件:77.7%)

大阪税関管内
保税非違件数と非違の傾向

令和2年7月～令和3年6月

令和2年7月～令和3年6月までの
全国及び大阪税関管内における保税非違件数と内訳

	合計件数	非違の態様			
		記帳義務違反	無許可 未承認行為 許可要件違反	無届行為	保税地域外蔵置
全国 （うち大阪）	77 （25）	56 （17）	15 （7）	4 （1）	2 （0）
搬入停止処分 （うち大阪）	9 （4）	2 （2）	7 （2）	0 （0）	0 （0）

（※非違の発見年月）

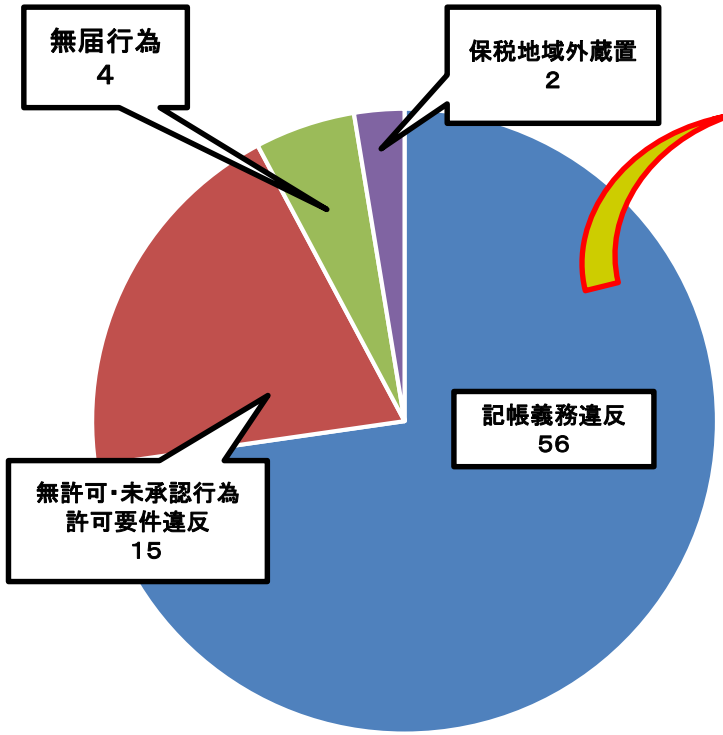

全体の約73％

記帳義務違反の内約（件数と主な行為）		
記帳漏れ	29	誤搬出による記帳漏れ その他記帳漏れ
誤記帳	18	輸出許可済貨物積み残しによる誤記帳 その他誤記帳
台帳未作成	7	NACCS管理資料取得、保存漏による台帳未作成 その他台帳未作成
虚偽記帳	2	虚偽記帳

令和2年7月～令和3年6月までの
大阪税関管内における保税非違件数と内訳

搬入停止処分内訳	
48条1号に係るもの	2
48条2号に係るもの	2

記帳義務違反の内約（件数と主な行為）		
記帳漏れ	8	誤搬出による記帳漏れ その他記帳漏れ
誤記帳	7	輸出許可済貨物積み残しによる誤記帳 その他誤記帳
虚偽記帳	2	虚偽記帳

上記の他、無許可見本持出しや未承認の滅却・運送、無届工事も発生
令和元年7月～令和2年6月の1年間は非違4件、搬入停止処分0件
⇒**急激に件数が増加し、全国(77件)の約3分の1(25件)が大阪で発生**

保税処分　事例概要

記帳義務違反に係る保税処分

大阪税関管内で貨物取扱量の多い社が、

許可を受けた保税地域数か所で、

保税責任者了解のもと、

・搬入時の過不足について、合数搬入記帳。

・輸入許可後に在庫調整(保税台帳の虚偽記帳)。

非違経緯

税関による在庫確認時に不審な在庫貨物を発見。

↓

責任者に関係書類の提示及び説明を求めたところ、
保税管理外の貨物である旨認めたことから、保税非違として調査。
→以前から恒常的に過不足があった。

↓

社内管理規定上は適切な貨物管理を規定していたが、
実際は貨物の特性上、出荷を急ぐ必要があったため、通関時間短縮を目的に事故貨物通報を省く等不適切な貨物管理体制であった。

・不審貨物及び不足貨物について、書類、データ、担当者説明により保税非違と認定。

違反条項：関税法34の2（記帳義務）

↓

適用条項：関税法48条第1項第1号

↓

それぞれ搬入停止処分

過去には、保税地域許可の取り消しになったケースも存在する。

例①：意図的に許可を受けず貨物を搬出し、税関職員に発見される。
例②：責任者不在の上、資力に問題があり利用見込みもない。
例③：役員が覚せい剤取締法に違反し、懲役刑に処せられた。
例④：役員が関税法に違反し、罰金刑に処せられた。

・重大な非違の場合1度で許可の取り消しになったり、1度では取り消しにならなかったとしても繰り返されれば取り消しになる可能性がある。
・責任者等はもちろんのこと、一部の従業員が行った非違でも組織全体が責任を問われることがある。

保税非違を防ぐために

保税非違を防ぐ具体的方策
(保税責任者として)

・保税非違の内容を保税担当者に周知
　⇒特に現場で起きやすい事例およびその後のとるべき対応について周知

・保税地域の巡回
　⇒実際に防犯設備や外国貨物蔵置の状況を確認する等、現場の状況を把握

・連絡体制の徹底
　⇒不明な点は各担当者から責任者に連絡する体制を整備。
　(なお不明な点は税関に相談する)

・研修・内部監査の活用
　⇒研修・監査の結果を活かして、管理体制や防犯設備、外国貨物蔵置の状況等を改善する

・不適切な事例が発覚した際の対応
　⇒事実確認による原因究明と改善案の策定。

保税非違状況抜粋
(全国事例から)

「保税地域外蔵置」に関する非違

発見年月日	令和元年12月	保税地域	保税蔵置場
発見端緒	保税業務検査	違反条項	関税法第30条第1項 （外国貨物を置く場所の制限）
違反条項	**外国貨物は、保税地域外の場所に置くことができない。**ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 一　難破貨物 二　保税地域に置くことが困難又は…		
概要	保税業務検査において、以下の事実が判明した。 ①保税地域以外の場所に置かれた貨物があること。（17件） ②未実施の貨物取扱（内容点検）が記帳されていること。（1件）		
理由等	**保税担当者の保税地域に関する認識が不足していた。** **業務を行う上で確認不足。**		

「保税地域外蔵置」に関する非違

発見年月日	令和2年12月	保税地域	保税蔵置場
発見端緒	保税業務検査	違反条項	関税法第30条第1項 （外国貨物を置く場所の制限）
違反条項	**外国貨物は、保税地域外の場所に置くことができない。**ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 一　難破貨物 二　保税地域に置くことが困難又は…		
概要	標記保税蔵置場は輸出貨物のみを取り扱っていたが、突発的な輸入貨物の取扱いにおいて、保税業務手順及び基本動作の遵守が徹底されず、また、関係者間の連絡調整が不十分となり、当該輸入貨物を保税許可区域外へ蔵置したほか、保税台帳の作成を失念した。		
理由等	**保税担当者の保税地域に関する認識が不足していた。**		

「見本の一時持出」に関する非違

発見年月日	令和3年6月	保税地域	保税蔵置場
発見端緒	保税業務検査	違反条項	関税法32条 （見本の一時持ち出し）
違反条項	保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。		
概要	保税担当者は見本持出許可を受けることなく、誤って外国貨物を搬出した。		
理由等	保税担当者の知識不足。 通関業者から当該非違に関して申し出があった。		

「見本の一時持出」に関する非違

発見年月日	令和元年12月	保税地域	保税蔵置場
発見端緒	机上事務・調査等	違反条項	関税法第32条 （見本の一時持ち出し）
違反条項	保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとするものは、税関長の許可を受けなければならない。		
概要	保税担当者からの包括見本持出許可申請に対して、前回包括許可最終日から3週間日付が空いていたため、その期間の見本持出実績を確認したところ、上記期間に許可を受けず4件の見本持ち出しを行っていた。		
理由等	保税担当者が見本の一時持ち出しに際して許可が必要なことを失念していた。		

「記帳義務」に関する非違

発見年月日	令和2年10月	保税地域	指定保税地域
発見端緒	倉主等からの申し出	違反条項	関税法第34条の2 (記帳義務)
違反条項	保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理するものは、その管理する外国貨物(信書を除く。…)又は輸出しようとする貨物(信書を除く。)について帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。		
概要	保税担当者は令和2年4月24日、輸出許可済貨物の搬出記録を行ったが、対象貨物が蔵置されたままであった。		
理由等	積込み(4/24)後、出荷先からの連絡(10/14)まで残貨物に気づかなかった。 作業指示が徹底されていなかった。 業務を行う上で確認不足。		

「許可要件」に関する非違

発見年月日	令和2年11月	保税地域	保税蔵置場
発見端緒	倉主等からの申し出	違反条項	関税法第42条第1項 （保税蔵置場の許可）
違反条項	**保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、またはこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。**		
概要	許可を受けた蔵置貨物の種類が「輸出危険貨物」であるにもかかわらず、蔵置貨物の種類変更の届け出を行うこともなく輸入危険貨物を保税蔵置場に搬入し、輸入許可を受けた。		
理由等	**保税担当者の保税地域に関する認識が不足していた。**		

「無届工事」に関する非違

発見年月日	令和3年5月	保税地域	保税蔵置場
発見端緒	倉主等からの申し出	違反条項	関税法第44条第1項 （貨物の収容能力の増減等）
違反条項	保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築後、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。		
概要	当該蔵置場の内部監査人より、保税蔵置場の許可を受けている場所の一部について、平成28年11月より収容能力の増減等を届け出ることなく他社と賃貸借契約を結びテナントとして利用させ、更に工事届を届け出ることなく壁の設置工事を行っていたとの申し出があった。		
理由等	保税担当者の保税地域に関する認識が不足していた。		

税関(総括部門)からのお願いその1

保税非違が多い原因として考えられる事由

⇒

・保税業務の引継ぎがうまくいっていない
・保税業務の知識・経験不足
・保税業務を一人の職員に任せすぎている

保税非違が起こらないような
仕組み・改善策を考えてほしい

税関(取締部門)からのお願いその2

最近よく見られる事例

・保税運送承認(OLT)に「K要確認」と記載されているにもかかわらず、税関保税部門への報告を失念。

保税運送到着地の保税担当者は、
「要確認・要施封」を確認した場合、
税関保税部門へご一報ください。

税関(許可部門)からのお願いその3

許可手続き書類の変更について

・許可申請、承継、更新手続きの添付書類(登記事項証明書)が不要となりました。
(令和3年10月より)

保税蔵置場等の許可申請、承継、更新について、詳しくは管轄税関保税部門にご相談お願いします。

国際的オークション・ギャラリー・アートフェアについて

保税地域における国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアについて

経緯

・美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。

・それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであること踏まえ、本件について、保税地域の活用を可能とするもの。

・既に許可を受けている保税地域に加え、新たに保税地域の許可を受けて開催することも可能である。

保税地域の活用

○ 保税地域とは

保税地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。

○ 関税等の取扱いについて

保税地域では、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。

保税地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアあるいは、ギャラリーにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続を行い、関税等の納付が必要となる。

一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関税等の納付は必要ない。

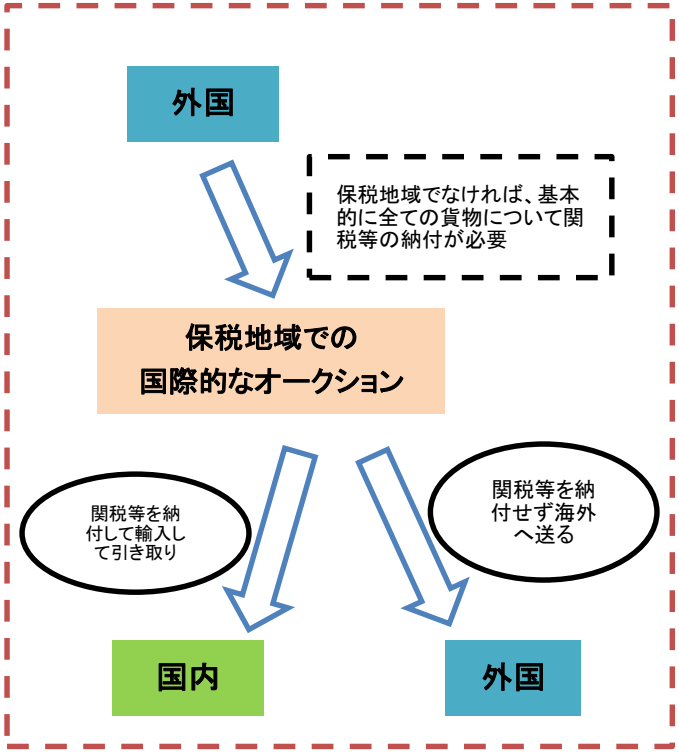

国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアにおける保税地域の活用

国際的なオークション・ギャラリー：保税蔵置場

保税蔵置場とは

特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

保税蔵置場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

①保税蔵置場許可申請書
②最近の事業報告書等
③保税蔵置場及びその付近の図面
④貨物管理に関する社内管理規程（CP）　等

国際的なオークション・ギャラリーにおける活用にあたって

●貨物の管理
●入退場者の管理又は厳格な貨物管理

※ 厳格な貨物管理
・監視カメラにより保税蔵置場全域を常時監視又は
・電子タグを活用した防犯ゲートの設置等

●輸入等手続き
●国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等の保管も可能等

国際的なアートフェア：保税展示場

保税展示場とは

国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

保税展示場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

①保税展示場許可申請書
②保税蔵置場の②~④書類
③博覧会等の名称、目的内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類　等
※国・地方公共団体の後援等が必要

国際的なアートフェアの開催にあたって

●貨物の管理
●輸入等手続き
（展示物品の購入の申込みがあった場合、輸入等の必要な手続きを行った後、購入者に引き渡す）　等

開催フロー

1. 保税蔵置場・展示場 税関へ相談
2. 許可 保税蔵置場・展示場
3. オークション・アートフェア開催
4. 購入申し込み
5. 輸入・積み戻し等手続き
6. 引き渡し

美術品等の保税運送ネットワークについて

- 保税地域であるギャラリー・アートフェア・オークション・倉庫間であれば、「保税運送」の承認を受けることにより、美術品等を外国貨物（保税状態）のまま運送することが可能。
- 保税運送の承認申請は、美術品等の所有者、荷送人、運送人の他、通関業者が代理人として申請を行うことが可能。

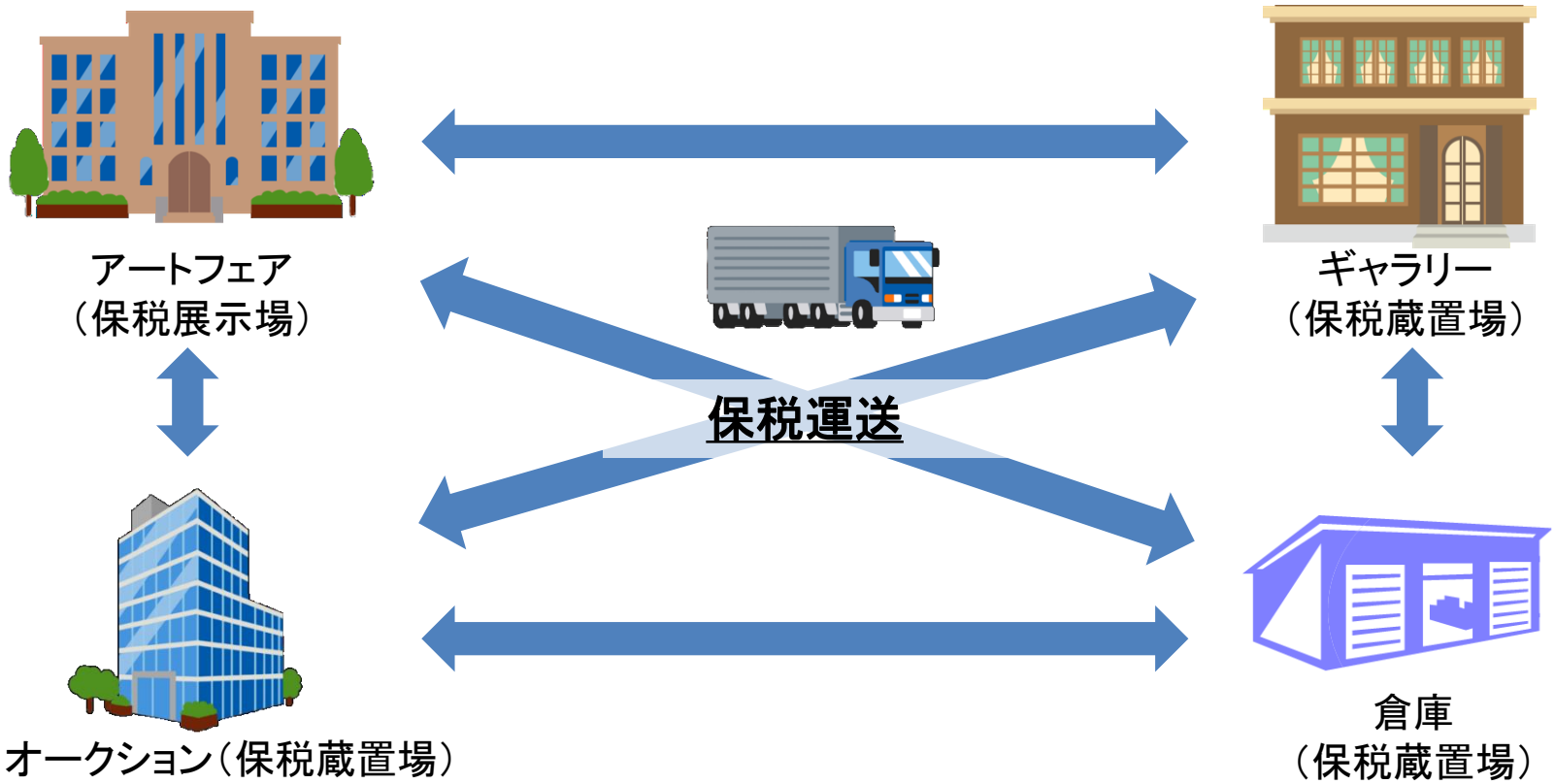

アート関係の最近の動向

- R3.5.28に、財務省・文化庁合同で保税制度説明会をオンラインで開催
- 各地のアートフェアやギャラリー開催に関連して活発な動きが出ている

  保税展示場：青森県立美術館 シャガール「アレコ」
  全4作品完全展示（R3.4.1～R5.3.31）【函館】

  保税蔵置場：寺田倉庫（株）品川（R2.6.1～R8.5.31）【東京】
- 大阪税関でも、平成２４年以来約９年ぶりに許可

  保税展示場：art stage OSAKA 2021 （R3.6.9～R3.6.13）
  ⇒緊急事態宣言で中止

国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアにおける保税地域の活用

美術品等の国際的なオークションや、アートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアについて、外国貨物の蔵置や展示ができる保税地域において開催するための許可申請手続き等を明確化（令和2年12月）。

保税地域でオークション等を開催した場合、外国貨物の美術品等について関税等を留保した状態で展示が可能となる。

保税地域を活用したオークション・ギャラリー・アートフェアのイメージ

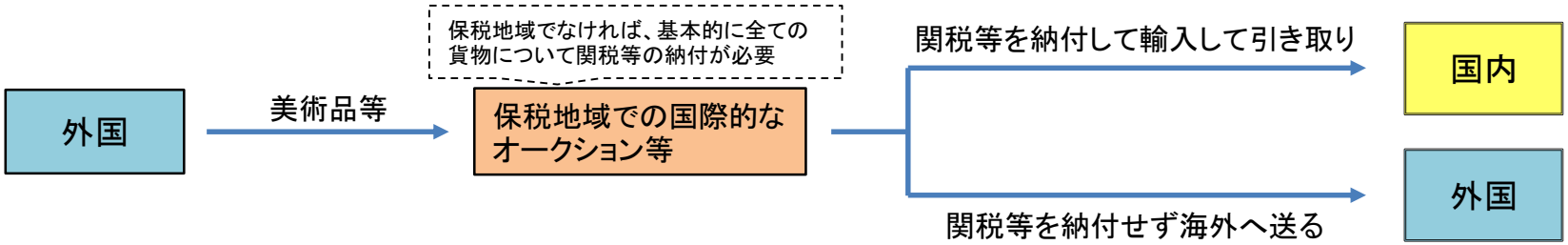

国際的なアートフェア：保税展示場

保税展示場とは

国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

活用事例：アートフェア東京2021

・令和３年３月、制度改正後に初めて保税展示場の許可を受けて開催されたアートフェア

・東京国際フォーラムで４日間にわたり開催され、約４万人が来場

国際的なオークション・ギャラリー：保税蔵置場

保税蔵置場とは

特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

活用事例：2021東京オークション

・令和３年10月、アートオークションとして初めて保税蔵置場を活用し羽田空港第１ターミナルで開催

・約200点の出展作品の内、33点が外国から持ち込まれた保税品

（海外作家の作品に加え、村上隆、奈良美智、草間彌生の作品も一部が保税品として出展）